

令和5年第2回三重県議会定例会 予算決算常任委員会

総務地域連携交通分科会

提出資料

◎ 議案説明事項

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第82号 令和5年度三重県一般会計補正予算（第6号）

令和5年12月14日

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の内容

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の340（現行100分の330）に改正するものである。

2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和6年4月1日）から施行するものとする。

議員の期末手当支給割合

	現 行		令和5年度		令和6年度～	
年間支給割合	3. 30月		3. 40月		3. 40月	
支給月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
支給割合	1.65	1.65	1.65	1.75	1.70	1.70

議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年十一月二十八日

提出者 田中 祐治
 倉本 崇弘
 藤根 正典
 藤田 宜三
 稲垣 昭義
 三谷 哲央
 津田 健児
 中嶋 年規

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p>	<p>第九条（略）</p>

<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 2 号 令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）について

議会事務局

議案第 8 2 号「令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、議会事務局関係分について、ご説明申し上げます。

歳出予算の議会費において、議提議案第 1 号「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」による議員の期末手当の支給割合の改正に伴う、5 8 1 万 5 千円の増額補正を行うものです。

議会事務局関係 令和 5 年度一般会計補正予算（第 6 号）一覧表

【 歳出 】

（単位：千円）

歳出内訳 （科目・事業名）	補正前の額 （第 5 号補正後）	補正額 （第 6 号）	補正後の額 （第 6 号補正後）
議会費	1, 573, 278	5, 815	1, 579, 093
議会費	1, 273, 607	5, 815	1, 279, 422
事務局費	299, 671		299, 671